

# 恩賜林百年の森づくり構想

概要版

森づくりを基幹とした次の入会のかたちと富の創出

## 構想の概要

### 1 策定の目的

富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合は、富士山北面の広大な入会地を統制管理する入会団体です。本組合は、設置当初から未来に渡るまで地域の入会住民の「幸せ」・「富」を創出することが任務の根底にあります。

明治以降、入会地の多くは造林地として整えられ、富士山体を覆う森林となっています。一方で、近年は林業活動が低迷し、林野産物の日常的な利用は少なくなり、旧来的な入会利用に加え、「新たな入会」の時代を切り拓いていく必要が生じています。

このような状況を踏まえ、新たな入会の時代における入会地の活用のあり方を明らかにし、入会住民の福祉の向上に資するために本組合及び入会地が取り組むべき方針・役割を定めることを、「恩賜林百年の森づくり構想」の目的とします。

### 2 構想の位置づけ

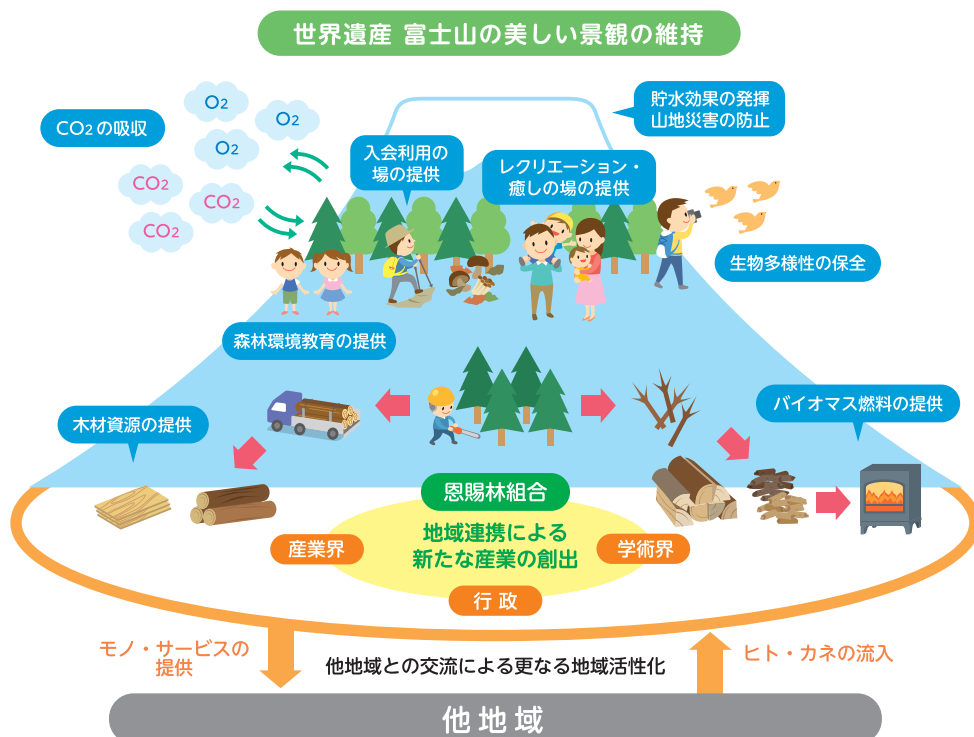
本構想は、「恩賜林百年の森づくり条例」に示された基本理念の実現に向けた方針を示すものとして定められるものです。構想において基本理念を具体化し、今後の本組合の長期的な取組方針を明らかにします。

### 3 構想の構成

本構想では、富士山北面入会地及び将来の姿を描いた上で、現状と課題を踏まえ、将来の姿を実現するために本組合が将来に渡り実施していく取組みの方針、森林管理方針を示します。

## 富士山北面入会地及び地域の将来の姿

入会地の森林から生み出される木材などの資源は、入会住民の生活の充実と地域経済の活性化に寄与します。また、入会地の森林が発揮する機能はそれだけではなく、森林が根づいていることで山地災害を防止し入会住民の安全な生活基盤を確保することや、森林環境教育、レクリエーションの場など、入会住民が森林・自然にふれあう場を提供し福祉の向上にも貢献していきます。さらに、二酸化炭素の吸収や生物多様性保全といった地球環境問題への対策にも貢献していきます。



# 恩賜林百年の森づくり構想

本組合、富士山北面入会地及び地域の現状及び課題を踏まえ、これからの百年に向けて本組合が重点的に取り組むべき事項を本構想の5つの柱として掲げます。5つの柱それぞれの取組方針と、その実施により入会住民及び地域社会へもたらされる効果を明らかにします。

## 現状及び課題

### 入会権の継続

- 入会権に対する理解不足や権利意識の欠如、入会権を十分に認識している承継者の不足が課題です。

### 森林の公益的機能発揮

- 多様な所有・管理形態に合わせた管理が必要です。
- 北富士演習場内の被弾した木の伐採・再造林が必要です。
- シカによる食害、マツ枯れへの対策が必要です。

### 木材生産の促進

- 成熟期を迎えつつある森林での利用間伐による積極的な木材生産と地域経済への利益創出が求められます。

### 地域連携の深化

- 入会利用のあり方について、入会住民や地域内の関係者との連携をより深め、これを模索していくことが必要です。

### 組合組織・財政運営

- 今後の組合事業のために必要な資金を適切に確保していくことが必要です。
- 将来の事業実施に向けて適切な組合組織体制の検討・構築が必要です。

## 恩賜林百年の森づくり構想の5つの柱と取組方針

### 1. 入会文化の継承

地域の天然資源を「奪い合う」ことから「分かち合う」文化に昇華させ、近年では新たな価値を創出し、その富を分かち合う合意形成をする文化まで成熟させました。この入会の文化を再認識し継承させていきます。

- 1 入会文化の継承と浸透
- 2 入会利用のための森づくり
- 3 北富士演習場の管理における公私共利の意義発揮

### 2. 健全な森林の維持

入会住民が将来に渡り美しい健やかな森を背景にしながら、安心して豊かに暮らすことのできる富士北麓地域を実現するため、保健休養や水質保全といった多面的機能を継続的に発揮できる森林環境を整備していきます。

- 1 多面的機能が発揮される森づくり
- 2 富士山的美しさが維持される森づくり
- 3 入会地における木材生産促進のための森づくり

### 3. 森林を生かした地域経済の活性化

森林環境教育に関連した産業、森林の癒し機能を活用した保健医療関連産業、新たな技術開発による木材産業など、新たな森林関連産業を育て、入会住民の生活基盤である富士北麓地域の経済活性化に貢献していきます。

- 1 既存産業の補完と新産業のインキュベーションとの連携
- 2 地域と連携した新たな産業の創出
- 3 木材産業の活性化による地域経済への貢献

### 4. 入会の民、森の人のための場の提供

入会地の森林に関わる人には、森林を伝える人、森林を利用する人、森林を作る人がいます。それら多様な人材を、入会地で実施される活動を通じて育成していくこと、そのための空間を本組合が整備していくことが求められます。

- 1 森林環境教育の実施促進
- 2 森林管理に係る住民団体等の継続的な森林管理への関与促進
- 3 森林・林業の専門家の育成

### 5. 構想の礎たる組合運営

上記の4つの柱を実現していく主体として、組合が実施すべき事業を定め、これに向けた財政運営方針、組織体制構築を進めていきます。

- 1 将来に渡っての組合事業の方向性の明確化及び財政運営方針の策定
- 2 将来に渡っての組合事業実施のための人員・体制整備

## 入会住民、地域への効果

### 入会文化の継承に対する効果

- 入会住民が自身の有する権利、入会利用のあり方を理解し、積極的に入会利用を実施できるようになり、その活動が住民生活の豊かさに資するものとなります。入会文化が将来に渡り守られ、新たな入会利用が進められます。
- 富士山北面地域の入会利用のあり方を国内外に発信しその姿を確立することで、入会住民が誇りを持って地域での生活を送ることが出来ます。

### 森林、土地、産業に対する効果

- 入会地内の森林が健全に整備され、多面的機能（種々の公益的機能及び木材生産機能）が高度に発揮されます。
- 入会地が発揮する多面的機能を地域が享受し、入会住民の生活が豊かになり、地域経済、地域社会の活性化につながります。

### 人、社会に対する効果

- 入会住民が地域の自然に根ざした人材として育成されることで、自然と共に発展する地域社会の構築が実現します。
- 入会文化の浸透や森林環境教育を通じて育成される地域の青少年に対し、森林・林業を専門的職業としての一つのキャリアパスを提示することができます。

## 百年の森づくりに向けた入会地の森林管理方針

地域の将来の姿を実現し、また、上記の構想を実施していく基盤である入会地は、森林などの有する多面的機能を存分に発揮するよう、その立地条件や森林の状況などに応じて以下の姿に整備されていきます。



入会住民などが立ち入り利用することができる森林など

姿

きのこや山菜の収集、火入れ活動といった入会利用が継続して行われ、さらに、入会住民の保健休養・福祉向上のために入会地が利用されています。

管理方針

多様な樹種を有する針広混交林へ誘導します。草地では火入れを継続し、保健休養の場としての整備、高い生物多様性保全機能の発揮などを促します。



美しい景観が整備・保全される森林など

富士山全景を眺める遠景、木々や花を愛でる近景の両方を楽しむことができる森林で、これを楽しむ入会住民などが集まっています。

手入れが行き届いた森林を形成します。地域へ観光客を迎え入れる道路脇の森林が美しく保たれ、地域の観光資源・文化資源をつなぐフットパスとしても機能します。



木材生産が積極的に実施されていく森林

伐採、再造林、保育の森林施業が循環的に実施されています。発生する木材は、多様な用途に有効利用されます。木材販売収益が地域経済へ還元されます。

主伐後に土地に適正樹種を植栽し、同齢の人工林を育成します。保育間伐により通直な材の成長を促し、林分の成熟期まで育成を続ける長伐期施業を行います。循環的な森林施業には、野生動物管理が必須です。



複数の公益的機能が発揮される森林など

適切な密度で森林が管理され、様々な公益的機能が発揮されます。水などの資源が良質に保たれ、関連事業が地域経済活性化に貢献します。

なるべく自然の遷移に任せ、森林の成立を促していきます。求める公益的機能が強く発揮される森林の目標林型や密度管理方針を設定し、実行します。

1 森林の有する公益的機能が住民の生活の安全及び安心の基盤であることから、自然の仕組みを重視した長期的な展望に立ち、生物の多様性に配慮するとともに、立地条件等の特性に応じた適正な森林管理を実施することにより、公益的機能が高度に発揮される森づくりを推進すること。

2 林業及び木材産業の健全な発展が人工林の適正な管理に寄与することから、林業及び木材産業を振興することにより、木材資源の循環が可能な森づくりを推進すること。

3 入会の営み並びに歴史及び文化の継承を通じて、組合の構成市村などが行う地域づくりと一体となって森づくりを推進すること。

4 継続的な森林管理を行うためには、多様な人材が必要なことから、森づくりの担い手を育成するとともに、住民との共働による森づくりを推進すること。

## 組合及び入会地の概要

### 1 組合の設立経緯及び変遷

本組合は、1900年、富士山北麓の旧11か村の住民が有していた富士山北面に対する入会権を統制管理させるため市制町村制による町村組合として設置されました。その後、1911年の山梨県下の御料地の県への御下賜に伴い、1913年に名称と規約が変更され、現在の法的地位は、地方自治法に基づく特別地方公共団体のうちの一部事務組合です。

本組合は、かつて、薪炭材や山菜、きのこといった、地域の富として生み出される林野産物を、入会住民みなぎこれを享受できるように配分してきました。その後、入会地での林業経営により富を生み出し地域へ配分することを目指した取組みを経て、近年は新たな入会の姿を模索しています。2013年には、国際コモンズ学会北富士大会を開催し、入会の文化を世界へ発信する役割を担う取組みを実施しました。

富士山北面入会地の姿 (航空写真)



— 組合管理地 — 国有地 — 北富士演習場

### 2 富士山北面入会地の概要

本組合が管理する入会地は、富士山頂から麓にかけて、北側斜面に約8,100haに渡り扇状に広がっています。入会地の主な土地利用は森林ですが、一部には草地や無立木地があります。入会地は、一部が北富士演習場として利用されているなど、土地所有権以外にも層疊的にいくつもの権利関係が重なりあっていますが、本組合により入会権の下に統括して管理され利用されています。

入会地における森林施業では、主にカラマツ、ミズナラ、イヌエンジュを植栽しています。また、針広混交林の育成を目指し広葉樹の植栽を積極的に実施しています。また、これまでは保育のための切捨間伐が実施されてきましたが、今後は、成熟しつつある森林における搬出間伐の実施により、木材の生産と販売にもより積極的に取り組む方針としています。

